

# 「宮城県犯罪被害者等支援計画（中間案）」に対する 御意見（パブリックコメント）の募集について

令和6年12月10日

宮城県では、平成16年に、全国初となる宮城県犯罪被害者支援条例を施行し、犯罪被害者等支援にいち早く取り組んできました。

この条例は、犯罪被害者等に対する中長期的な支援の必要性が高まったこと等を受け全面的に見直され、令和6年4月から新たな宮城県犯罪被害者等支援条例として施行されています。

宮城県では現在、条例改正の趣旨を踏まえた新たな「宮城県犯罪被害者等支援計画」の策定を進めており、この計画の中間案に関する県民の皆さんの御意見・御提案等を募集いたします。

## 1 御意見を募集する案の名称

宮城県犯罪被害者等支援計画（中間案）

## 2 公表する関係資料

宮城県犯罪被害者等支援計画（中間案）の概要

宮城県犯罪被害者等支援計画（中間案）

## 3 関係資料の公表場所

県政情報センター（県庁行政庁舎地下1階）

県政情報コーナー（地域事務所を含む各地方振興事務所内・仙台を除く。）、  
環境生活部共同参画社会推進課及び同課ホームページ



## 4 御意見の提出方法及び提出先

次のうちいずれかの方法により提出してください。

### (1) オンライン（みやぎ電子申請サービス）

<https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1732761529941>



### (2) 電子メール

メールアドレス：kyoshas@pref.miyagi.lg.jp

※ 件名に「宮城県犯罪被害者等支援計画（中間案）に対する意見」と記載してください。

### (3) 郵送

〒980-8570 宮城県環境生活部共同参画社会推進課安全・安心まちづくり推進班

※ 県庁専用の郵便番号につき、住所記載不要です。

※ 封筒に「宮城県犯罪被害者等支援計画（中間案）に対する意見」と記載してください。

### (4) ファクシミリ

ファクシミリ番号：022-211-2392

※ 1枚目等に「宮城県犯罪被害者等支援計画（中間案）に対する意見」と記載してください。

## 5 御意見の募集期間

令和6年12月10日（火）から令和7年1月10日（金）まで  
なお、郵便については、当日消印有効です。

## 6 御意見提出時の留意事項

- (1) 御意見を提出する様式は自由ですが、日本語に限ります。
- (2) 御意見提出に当たっては、住所・氏名（法人又は団体の場合はその名称及び代表者の氏名）・電話番号を必ずお書きください。
- (3) お電話による意見提出は受けませんので御了承ください。

## 7 御意見の取扱い

- (1) お寄せいただいた御意見については、その概要をとりまとめ、それに対する宮城県の考え方を公表する予定です。
- (2) お寄せいただいた御意見のうち、賛否のみの表明に係るもの及び計画中間案に関連のないものについては、宮城県の考え方を公表しないことがあります。
- (3) お寄せいただいた個々の御意見に対し直接の回答はいたしませんので御了承ください。

## 8 今後の予定

お寄せいただいた御意見等とそれに対する宮城県の考え方につきましては、令和7年3月頃に計画の成案と併せて上記「3 関係資料の公表場所」と同じ場所で公表する予定です。

## 9 お問い合わせ先

宮城県環境生活部共同参画社会推進課安全・安心まちづくり推進班

電話番号：022-211-2567（直通）

メールアドレス：kyoshas@pref.miyagi.lg.jp

※ お電話でのお問い合わせは、月～金曜日午前8時30分から午後5時15分までの間に  
お願いします。

## 10 その他

意見等に記載された氏名（団体・企業名）等については公表する場合があります。